

## 目黒区立区民住宅使用料等の債権放棄について

目黒区立区民住宅使用料等については、様々な債権回収の努力を進めてきたところであるが、消滅時効の完成等により、目黒区債権の管理に関する条例に基づき、2件の債権を放棄したので報告する。

### 1 案件

#### (1) 案件1

##### ア 放棄対象債権額

1, 237, 795円

##### イ 債務者

元目黒区民A氏（死亡）

##### ウ 放棄に至るまでの経緯

A氏は、平成8年10月に目黒区立区民住宅に入居したが、平成13年1月から住宅使用料等の滞納が発生した。区は督促等を行い、平成21年7月の納付を最後に平成21年8月に自主退去した。

その後、A氏及び保証人に対して催告等を継続していたが、平成24年12月にA氏及び保証人が所在不明となった。その後、住所等調査の結果A氏は平成28年12月に死亡していたことが確認された。

平成29年9月に滞納対策課に債権を移管し法律事務所に委託した。法律事務所からA氏の法定相続人に連絡をしたところ、相続放棄申述受理証明書が送付された。

また、保証人に対して督促状を送付したが、接触することができず、令和元年7月に消滅時効が完成した。

保証人との接触ができず、時効の援用の確認を得ることができず、消滅時効が完成しているため、今回放棄に至ったものである。

##### エ 根拠法令

目黒区債権の管理に関する条例第6条第1項第1号（消滅時効完成）

#### (2) 案件2

##### ア 放棄対象債権額

1, 837, 692円

##### イ 債務者

元目黒区民B氏（死亡）

ウ 放棄に至るまでの経緯

B氏は、平成12年12月に目黒区立区民住宅に入居したが、平成17年11月から住宅使用料等の滞納が発生した。区は督促等を行ったが、平成26年5月に自主退去した。その後、B氏は平成28年1月に死亡した。

そこで、法定相続人の調査を行ったところ、すべての者が相続放棄をしていた。

また、保証人であるB氏の知人は平成21年8月より生活保護を受給しており、高齢かつ再就職困難な年齢に達している。

B氏は死亡、保証人は著しい生活困窮状態に陥っており、今後も徴収は困難であると判断することから、今回放棄に至ったものである。

エ 根拠法令

目黒区債権の管理に関する条例第6条第2項第1号（著しい生活困窮状態）

2 放棄決定日

令和2年5月29日（令和2年度の不納欠損として計上する）

3 経理処理

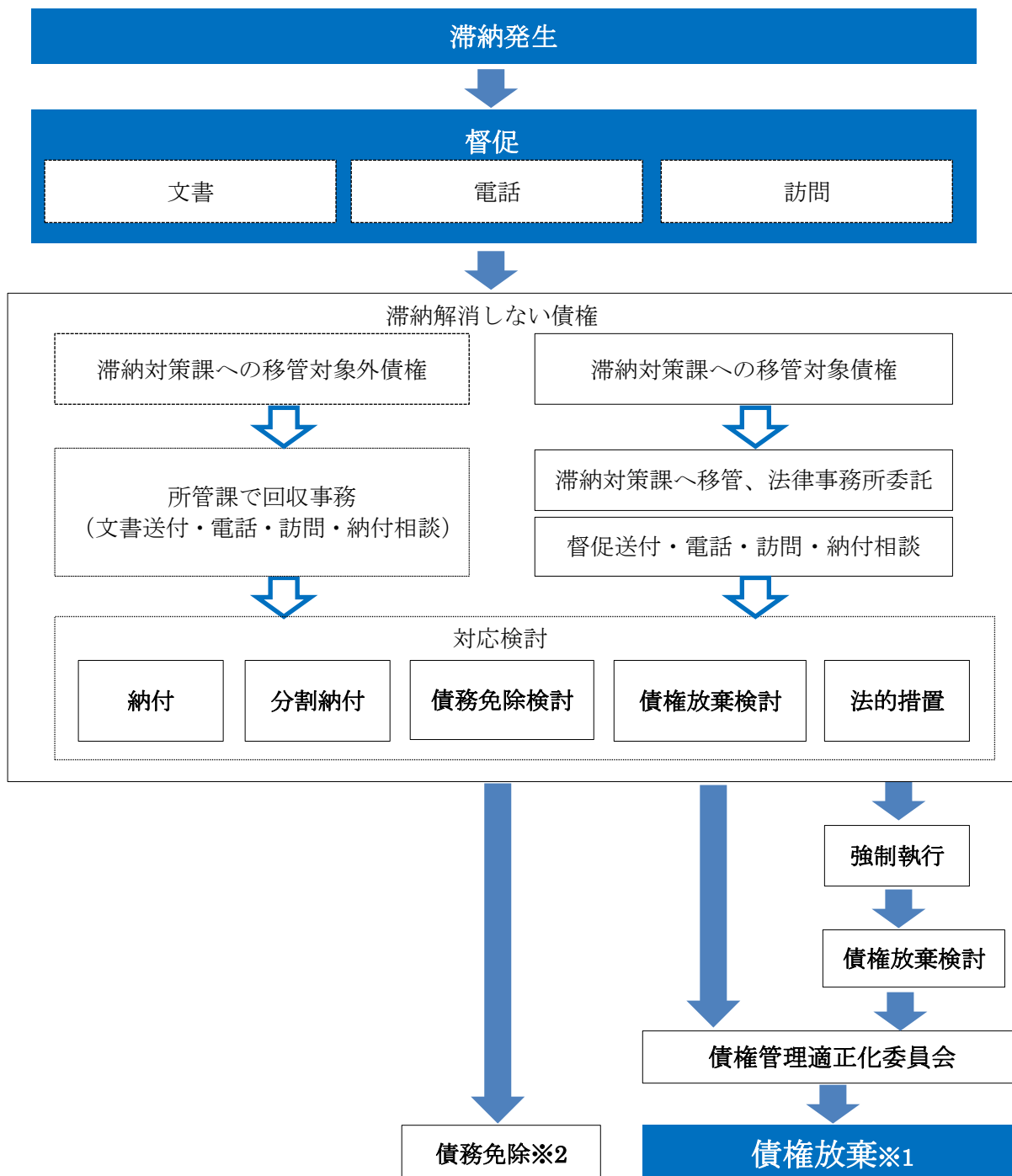
目黒区会計事務規則第44条の規定に基づく不納欠損処理を行った。

以 上

## 1 区の債権の種類

- (1) 強制徴収債権：法令に基づき自ら強制執行（差押等）ができる債権  
（例）特別区民税・都民税、国民健康保険料、介護保険料等
- (2) 非強制徴収債権：強制徴収債権以外の債権  
（例）奨学資金貸付金、区民住宅使用料等

## 2 非強制徴収債権の債権放棄までの流れ



### ※1 債権放棄

債権管理条例第6条1項・2項に該当する債権について放棄し、3項により議会に報告する。

1項1号：消滅時効完成、1項2号：破産免責、1項3号：相続・限定承認

2項1号：生活困窮状態（200万円以下の債権）、2項2号：強制執行後無資力状態（200万円以下の債権）

3項：前2項の規定により区の非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない

### ※2 債務免除

各債権個別条例の「債務免除」の規定に該当する場合は債務免除となる（債権放棄には該当しない）